相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上用賀五丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区鎌田三丁目一六番六号特別養護老人ホーム博水の郷

被相続人　亡　佐久間英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区栄町二三番地、最後の住所東京都板橋区栄町二三番二号

被相続人　亡　昼間美知代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市山ノ内四〇三番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市堤七五一番地

被相続人　亡　石川　惇子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

横浜市中区海岸通四―二〇―二ＹＴ馬車道ビル四〇三

相続財産管理人　弁護士　戸張　雄哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区小蔵子二〇四二番地、最後の住所新潟市南区中山一三五八番地

被相続人　亡　山崎　敏嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

新潟市中央区西堀通七番町一五五四番地

日生第五ビル五階　西堀通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大花　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市有楽町二六一一番地、最後の住所福井県福井市有楽町一七番一五号

被相続人　亡　後藤　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

福井県福井市春山二丁目一番六号円居・北川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三田恵美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市上松二丁目七番、最後の住所長野県長野市上松二丁目七番一一号

被相続人　亡　大川ゆみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

長野県長野市妻科九六二　有吉ビル三Ｆ

相続財産管理人　弁護士　有吉美知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区西京極末広町六番地一、最後の住所京都市南区吉祥院井ノ口町二〇番地四

被相続人　亡　奥　聡一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

京都市中京区両替町通丸太町下ル船越メディカルビル二階藤井正大法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口枝見子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市南鴻池町二丁目一九八五番地二一八、最後の住所大阪府大阪市大正区三軒家西一丁目七番七号

被相続人　亡　池田　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市三条町一三番、最後の住所兵庫県相生市若狭野町若狭野二三五番地二グループホームなごみ

被相続人　亡　島野　鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡奈義町柿三一九番地、最後の住所岡山県勝田郡奈義町豊沢三三七番地一

被相続人　亡　大町　光士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

事務所岡山市北区南方一丁目五番二号　奥村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　秋山　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市本郷一七五六番地、最後の住所岡山県真庭市本郷一二八五番地一

被相続人　亡　杉原　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

岡山県津山市田町五九番地二

相続財産管理人　正影　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県新南陽市古市二丁目一二二五番地、最後の住所山口県徳山市孝田町一番三八号

被相続人　亡　渡邉　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

山口県周南市岐山通二丁目一五番地

相続財産管理人　谷村　健一

第14期決算公告

平成27年8月5日

茨城県水戸市河和田町4381番地17

株式会社茨城エナジック

代表取締役　立原　孝夫

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,661
	固定資産	506
	合計	124,167
負債及び純資産の部	流動負債	59,121
	株主資本	65,046
	資本金	40,000
	利益剰余金	25,046
	その他利益剰余金	25,046
	（うち当期純利益）	(2,064)
	合計	124,167